

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年12月7日
【会社名】	株式会社ブイシンク
【英訳名】	V-Sync Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井部 孝也
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地二丁目12番10号
【電話番号】	03(3544)4700(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 荒木 次夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地二丁目12番10号
【電話番号】	03(3544)4700(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 荒木 次夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 308,700,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年11月29日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成22年11月29日の当社取締役会決議において第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行の条件とされた平成22年12月7日開催の当社臨時株主総会において「第三者割当により発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の募集事項」を決定する件が承認可決されたことに伴い、記載事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）

欄外注記

（新株予約権付社債に関する事項）

欄外注記

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 3 発行条件に関する事項

（1）発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

- 6 大規模な第三者割当の必要性

（2）当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容
既存株主のメリット

第三部 追完情報

- 1．事業等のリスクについて

- 5．資本政策に関するリスク

（1）新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

欄外注記

（訂正前）

（注）1．本新株予約権付社債の発行は、平成22年11月29日（月）の当社取締役会決議に基づき平成22年12月7日（火）の当社臨時株主総会において、「第三者割当により発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の募集事項」を決定する件が承認・可決されること、及び金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件となります。

<後略>

（訂正後）

（注）1．平成22年11月29日（月）の当社取締役会決議に基づき平成22年12月7日（火）の当社臨時株主総会において、「第三者割当により発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の募集事項」を決定する件が承認・可決されたこと、を受け、本新株予約権付社債は金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することを条件に発行されることとなります。

<後略>

（新株予約権付社債に関する事項）

欄外注記

（訂正前）

<前略>

（注）2．本新株予約権付社債（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由

<中略>

（4）本新株予約権付社債の発行により資金の調達をすることが当社の株主にとって有利又は不利である点
当社の株主にとって有利である点

<中略>

なお、当社のデジタルサイネージ事業に対する需要は増加傾向にあり、ビジネスチャンスを活かし、事業拡大につなげていくためには、競争力の維持・向上を図るために継続的な新機能開発を行いつつ、手元流動性を高め、急な受注案件の発生等の際にも当社の自己資金による手当てが可能になることが、当社にとって最も大きなメリットであり、当社業績の改善及び企業価値の増大を通して既存株主にも大きなメリットになると判断しております。このため、今般、特に有利な条件をもって本新株予約権付社債を引き受ける者を募集することを当社臨時株主総会に上程し、既存株主の意思確認のうえ、当該議案が承認・可決されること及び金融商品取引法における有価証券届出書の効力発生を条件として、平成22年11月29日（月）の当社取締役会において本新株予約権付社債の募集事項を決議いたしました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注) 2. 本新株予約権付社債(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

<中略>

(4) 本新株予約権付社債の発行により資金の調達をすることが当社の株主にとって有利又は不利である点
当社の株主にとって有利である点

<中略>

なお、当社のデジタルサイネージ事業に対する需要は増加傾向にあり、ビジネスチャンスを活かし、事業拡大につなげていくためには、競争力の維持・向上を図るために継続的な新機能開発を行いつつ、手元流動性を高め、急な受注案件の発生等の際にも当社の自己資金による手当てが可能になることが、当社にとって最も大きなメリットであり、当社業績の改善及び企業価値の増大を通して既存株主にも大きなメリットになると判断しております。このため、今般、特に有利な条件をもって本新株予約権付社債を引き受ける者を募集することを平成22年12月7日(火)の当社臨時株主総会に上程し、金融商品取引法における有価証券届出書の効力発生を条件として、「第三者割当により発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の募集事項」を決定する件を決議いたしました。

<後略>

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

(訂正前)

<前略>

しかしながら、本新株予約権付社債の転換価額の調整に係る内容及び支配権変動事由の発生に規定される権利等が、引受人に特に有利な条件に該当するおそれがあることから、今般、特に有利な条件をもって本新株予約権付社債を引き受ける者を募集することを当社臨時株主総会に上程し、当該議案が承認・可決されること及び金融商品取引法における有価証券届出書の効力発生を条件として、平成22年11月29日(月)の当社取締役会において本新株予約権付社債の募集事項を決議いたしました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

しかしながら、本新株予約権付社債の転換価額の調整に係る内容及び支配権変動事由の発生に規定される権利等が、引受人に特に有利な条件に該当するおそれがあることから、今般、特に有利な条件をもって本新株予約権付社債を引き受ける者を募集することを平成22年12月7日(火)の当社臨時株主総会に上程し、金融商品取引法における有価証券届出書の効力発生を条件として、「第三者割当により発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の募集事項」を決定する件を決議いたしました。

<後略>

6【大規模な第三者割当の必要性】

(2) 当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

既存株主のメリット

(訂正前)

<前略>

なお、当社のデジタルサイネージ事業に対する需要は増加傾向にあり、ビジネスチャンスを活かし、事業拡大につなげていくためには、競争力の維持・向上を図るために継続的な新機能開発を行いつつ、手元流動性を高め、急な受注案件の発生等の際にも当社の自己資金による手当てが可能になることが、当社にとって最も大きなメリットであり、当社業績の改善及び企業価値の増大を通して既存株主にも大きなメリットになると判断しております。このため、今般、特に有利な条件をもって本新株予約権付社債を引き受ける者を募集することを当社臨時株主総会に上程し、既存株主の意思確認のうえ、当該議案が承認・可決されること及び金融商品取引法における有価証券届出書の効力発生を条件として、平成22年11月29日(月)の当社取締役会において本新株予約権付社債の募集事項を決議いたしました。

(訂正後)

<前略>

なお、当社のデジタルサイネージ事業に対する需要は増加傾向にあり、ビジネスチャンスを活かし、事業拡大につなげていくためには、競争力の維持・向上を図るために継続的な新機能開発を行いつつ、手元流動性を高め、急な受注案件の発生等の際にも当社の自己資金による手当てが可能になることが、当社にとって最も大きなメリットであり、当社業績の改善及び企業価値の増大を通して既存株主にも大きなメリットになると判断しております。このため、今般、特に有利な条件をもって本新株予約権付社債を引き受ける者を募集することを平成22年12月7日(火)の当社臨時株主総会に上程し、金融商品取引法における有価証券届出書の効力発生を条件として、「第三者割当により発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の募集事項」を決定する件を決議いたしました。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

5. 資本政策に関するリスク

(1) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

(訂正前)

当社は、役員、従業員及び社外協力者に対するインセンティブを目的としてストックオプション制度を採用しております。本新株予約権付社債発行前における新株予約権による潜在株式数は2,224株であり、当該株式数はこれに発行済株式総数(61,768.8株)を加えた63,992.8株の3.48%に相当します。なお、当社は、特に有利な条件をもって本新株予約権付社債を引き受ける者を募集することを当社臨時株主総会に上程し、当該議案が承認・可決されること及び金融商品取引法における有価証券届出書の効力発生を条件として、平成22年11月29日(月)の当社取締役会において本新株予約権付社債の募集事項を決議いたしました。

<後略>

(訂正後)

当社は、役員、従業員及び社外協力者に対するインセンティブを目的としてストックオプション制度を採用しております。本新株予約権付社債発行前における新株予約権による潜在株式数は2,224株であり、当該株式数はこれに発行済株式総数(61,768.8株)を加えた63,992.8株の3.48%に相当します。なお、当社は、特に有利な条件をもって本新株予約権付社債を引き受ける者を募集することを平成22年12月7日(火)の当社臨時株主総会に上程し、金融商品取引法における有価証券届出書の効力発生を条件として、「第三者割当により発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の募集事項」を決定する件を決議いたしました。

<後略>